5 不服の申し立て

審査請求

税制課▶　☎ 046－822－8188

市税の課税処分や滞納処分などに関して不服がある場合は、市長に対して文書をもって審査請求ができます。

請求の対象と期間

対象の処分	審　査　請　求　期　間
市税の賦課決定	決定の通知を受け取った日の翌日から起算して３か月以内
督　促	督促状を受け取った日の翌日から起算して３か月以内 又は、差押えにかかる通知を受け取った日の翌日から起算して３か月を経過した日のいずれか早い日
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内 又は、その公売期日のいずれか早い日

(!)固定資産評価審査委員会に対して審査の申出のできる事項は除かれます。

(!)審査請求をされた場合であっても、市税（延滞金含む。）の徴収は停止されませんので、ご注意ください。

処分取消しの訴え

審査請求の裁決を経た後に、当該裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。ただし、以下に該当する場合は、その裁決を経ずに訴えを提起することができます。

①審査請求があった日から３か月を経過しても裁決がないとき。

②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

固定資産評価審査の申出

税制課▶　☎ 046－822－8188

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に対して文書をもって審査の申出をすることができます。

申出対象

当該年度の固定資産課税台帳に登録された価格への不服

(!)評価替えの基準年度[▶20 ページ]以外の年度は、審査申出ができる理由が限られます。詳細は、お問い合わせください。

申出できる期間

４月１日から納税通知書の交付を受けた日後３か月まで

審査決定処分取消しの訴え

審査の決定文書の送達を受けた日から起算して６か月以内に訴えを提起できます。

(!)審査申出をされた場合であっても、市税（延滞金含む。）の徴収は停止されませんので、ご注意ください。

不服の申し立て